

令和7年11月18日

第29回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第29回総会議事録

1. 日 時 令和7年11月18日(火) 午後2時00分
2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 303会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員  
1番 栗原 武弘 2番 佐藤 國夫 3番 柴山 栄重  
4番 後藤 洋二 5番 中村 謙一 6番 野崎 俊幸  
7番 山岸由美子 8番 浪岡 真澄 9番 曜地 正人  
10番 油井 妙子 11番 菅野 秀夫 12番 菅野 善晴  
14番 渡邊 正芳 15番 安齋 昭通 16番 尾形 寅昭  
17番 古関 恵子 18番 柴田 徳男 19番 武田 勇夫  
20番 斎藤 貴裕 21番 半澤 幹夫 22番 阿部 哲也  
23番 佐藤 裕一 24番 玉根 吉光
5. 欠席の委員 13番 菱沼 寿美恵
6. 事務局の出席者 事務局長 阿蘋 裕之  
次長兼農地係長 斎藤 良紀 主任 小野 亜希子  
主査 紺野 勇紀  
庶務係長 丹治 薫

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 遊休農地の区分の判断について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	13番 菱沼寿美恵委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第29回総会を開催いたします。
	福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	9番：曳地正人委員、20番：斎藤貴裕委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の紺野主査を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(80件)】
	合計80件、令和7年11月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件、貸借権設定4件、計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。
	譲渡人は畠等の農地を所有しておりますが、耕作できない状況にあるところに、譲受人がこの農地をぜひ取得したい、との申し出があったものです。単価が高いように感じられましたが、価格交渉はなく譲渡人から提示された金額での所有権移転となりました。
	議案では稼働力は1人となっておりますが、譲受人はほかにも農地を所有しており、家族が多く実際は家族で農地を使っていく、ということになります。
	価格の面でご意見はあるかと思いますが、譲受人の強い希望ということもあり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号2番について説明いたします。 譲渡人と譲受人の関係は従兄弟です。 譲渡人が最近体調を崩し、農業の継続が困難となり施設に入る予定もあると聞いております。譲受人は近くに実家があり、土地・建物とも相続をしております。実家所有の農地の近くに譲渡人の農地があり一緒に管理をしていく形で今回贈与での所有権移転に至りました。 他市からの通いにはなりますが、実家の土地・建物・農地と一緒に管理をするということでしたので当面見守っていきたい、ということで区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号3番について説明いたします。 譲渡人は病気がちのため、農業継続が困難です。 譲受人は他市に居住しておりますが、譲渡人の農機具を借りてカボチャの栽培をする予定です。令和7年4月に3条申請があった農地の内、共有名義のまま相続手続きが完了していなかったため手続きができなかった農地です。 今回、相続手続きが完了したため、前回取得した農地の継きとして改めて手続きを行うものです。単価は高いですが、この地域の価格としては妥当だろうということで区域協議会では許可相当と判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）

議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	<p>整理番号4番について説明いたします。</p> <p>申請地は田です。譲渡人は高齢のため農業継続が困難な状況にあります。譲受人は外国籍でありますか妻が日本人であり、地域の先輩農家の指導等を受けながら農業を行っております。また他地区でも農地を譲り受けて規模拡大を行っている方でしたので区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号5番について説明いたします。</p> <p>申請地は田です。</p> <p>譲渡人、譲受人ともダム建設により移転してきた方で、譲渡人、譲受人は親戚関係にあります。今まで譲渡人が耕作をしてきましたが、譲渡人の親も亡くなり受人が耕作することとなつたため、贈与での所有権移転を行うということでした。</p> <p>区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	<p>整理番号6番について説明いたします。</p> <p>譲渡人は相続による農地取得をしており、県外在住者です。</p> <p>譲受人は譲渡人と親戚関係です。譲受人は広範囲で農業を営んでおり耕作実績としても問題なく、今回の申請地も荒廃していた農地を改良して耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>なお、譲渡人は今回の農地を手放した後は所有農地が福島市内に無くなり、福島市には戻らないとのことでした。</p> <p>整理番号7番について説明いたします。</p> <p>譲渡人が85歳と高齢であり、譲渡人と譲受人は、互いの農地が近く以前から交流があり、譲受人は以前から借りていた農地がありましたので区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
21番	議長21番（発言を求める。）

議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号8番について説明いたします。 譲受人は法人で障がい者支援施設を運営しております。 申請地は施設に隣接し、耕作に便利であるために施設利用者が消費するカボチャやサツマイモなどの野菜を自家消費するために栽培するものであり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号9番から11番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
22番	議長22番（発言を求める）
議長	阿部委員（発言を許可する）
22番	整理番号9番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。22番 阿部委員、一時退席願います。 (一時退席する)
議長	それでは議事を再開します。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号9番について説明いたします。 譲受人は基盤法で賃借しておりましたが、期間が満了となるために農地法第3条により改めて賃貸借を締結するものです。従前より継続しての耕作となりますので区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号10番について説明いたします。
	譲渡人は高齢であり、また体調不良により農業継続が困難であります。
	譲受人の息子も農業を営んでおり、今後の農業経営の継続も見込めるため区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号11番について説明いたします。
	譲受人の方は既に口約束で農地を借りてキュウリ栽培をしております。
	今回、市の補助金を活用するために正式に農地を賃借するということでした。
	申請人の娘が今回の申請地の近くに居住し農業を営んでおり、娘の居住地にある倉庫を使わせてもらう予定ということでしたので区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	[「異議なし」の声]
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。 22番 阿部委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 (入室、着席する。)
議長	それでは議事を再開します。
次長	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。 議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番 (発言を求める。)
議長	浪岡委員 (発言を許可する。)
8番	整理番号1番について説明いたします。 過去何十年にも渡って住宅の敷地、駐車場として使用してきた経緯があります。 違反転用状態の是正ということで周辺農地に影響もなく区域協議会としても仕方がないとして許可相当と判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	[「異議なし」の声]
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	[「異議なし」の声]
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃貸借権設定2件、使用賃借権設定2件、計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番 (発言を求める。)
議長	野崎委員 (発言を許可する。)
6番	整理番号1番について説明いたします。

	<p>申請地は第3種農地であり、都市計画法34条11項の区分になっております。</p> <p>申請地の周辺は宅地、あるいは小さな畠が点在する場所で宅地化が進んでいるところです。</p> <p>周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	<p>整理番号2番について説明いたします。</p> <p>申請地の現況は駐車場として使用されております。舗装された部分と砂利敷きの部分があります。35年以上前から使用していた場所です。区域の中でも意見が割れ、現況復旧を求めるべきではないか、との意見もありましたが、譲渡人も4年くらい前に農地ということがわかり、是正に向けて手続きを進め今回の申請に至った、とのことでしたので許可相当と判断いたしました。</p> <p>整理番号3番について説明いたします。</p> <p>譲受人は今年に入って農地の取得で頻繁に名前が出てきておりますが、中国残留孤児の3世代付近の農地を取得・賃借し、申請地の隣地に住宅を取得したところです。所有する重機や車両の台数が多いことから駐車場の拡張を求めたものです。周辺農地に影響もなく応援の意味も込めて区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	<p>整理番号4番について説明いたします。</p> <p>譲受人は譲渡人の娘の夫であり、譲渡人と譲受人で一緒に農業を営んでおりました。既に経営移譲をしており、今回農家住宅を建てるということで今まで以上に農業経営に励んでいただけだと考えております。</p> <p>周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号5番から7番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号5番について説明いたします。 譲渡人は議案第1号、整理番号6番に関連した案件で、譲渡人は相続により農地取得をした方で県外在住です。どうしても農地が放置されてしまい、荒廃してしまうということを感じたところです。 物が置かれ、以前から問題となっていた場所ですが、1年前から片づけをして農地への現況復旧を経て今回の申請に至りました。 今回の申請にて譲渡人の所有する農地は福島市内には無くなり、今後福島市内に戻ることはない、ということでした。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号6番について説明いたします。 譲渡人と譲受人は親子の関係です。譲渡人と譲受人の姓が異なるのは養子となっているためです。 自宅までの進入路が100メートル近くあり、傾斜があり道幅も狭く車両の乗り入れが困難のため、自宅の前の農地を進入路としたいという案件です。 幅2メートル弱の市道で、昔でいう赤道（あかみち）を市道延長計画に伴い市道に昇格した道路です。市道の拡幅ではありますが、市は着手しない、という理由から所有者負担で拡幅を行うものです。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号7番について説明いたします。 申請地は法人である譲受人の所有地に隣接しているため利便性もあり、以前から取得に向けて動いてはいたが、農地だったため今回農地転用の上で取得するものです。 申請地の北側には農地転用済で譲受人が使用している土地もあり、申請地の現況は既に更地になっておりました。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	ご審議よろしくお願ひいたします。
	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号8番について説明いたします。

	<p>譲受人は譲渡人の孫にあたり、使用貸借権設定を行って一般住宅を建設するものです。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号9番について説明いたします。 譲受人が高速道路の橋梁塗装工事のため一時転用を行う案件です。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。</p>
次長	<p>議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の継承及び工事期間を変更し継続施工するための承認申請1件、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。</p> <p>区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
6番	<p>議長6番（発言を求める。）</p>
議長	<p>野崎委員（発言を許可する。）</p>
6番	<p>整理番号1番について説明いたします。</p> <p>この案件は先ほどの議案第3号整理番号1番に関連する内容となります。</p> <p>昨年の5月に許可を受けた案件ではありますが、当初の申請者の法人が廃業してしまったため、事業開始がなされないまま今に至っております。</p> <p>これに対して新しい法人が以前と同一の内容でこの事業を継承するということで話がまとまり、今回この案件が提出されたという内容です。</p> <p>前回審議した内容と同一であり、周辺農地に影響もないため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
次長	<p>区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
21番	<p>議長21番（発言を求める。）</p>

議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	<p>整理番号2番について説明いたします。</p> <p>国道13号線福島西道路の工事のための一時転用であります、新たな工事が発生したために操業期間の延長を行うものです。</p> <p>周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	<p>整理番号1番について説明いたします。</p> <p>10月23日に農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査しました。</p> <p>事由については議案に記載のとおりです。現場につきましては、すり鉢状の窪地であり樹木が無い状態でも耕作に苦労されたことが伺える土地でした。すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。</p> <p>整理番号2番について説明いたします。</p> <p>10月20日に農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査しました。</p> <p>事由については議案に記載のとおりです。以前は養蚕地帯であったことから桑の木が茂っていました。すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、

	<p>原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。</p>
次長	<p>議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	<p>整理番号1番について説明いたします。</p> <p>借受人ですが、以前から農用地利用集積等促進計画による利用権を設定している法人であります。非常に丁寧な作業をされており、福祉と農業を結び付けた活動をしている団体であると感じております。今までもネギの栽培実績があり、大型のハウス等も所有しているということでした。</p> <p>今回については更新案件として、従前より引き続きの計画となっております。</p> <p>区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	<p>区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	<p>整理番号2番について説明いたします。</p> <p>貸付人の父親の代から既にこの借受人が耕作している状況でした。</p> <p>3年前に貸付人の父が亡くなり、農地の所有者の名義が相続した息子に移りました。</p> <p>今回正式に書類を交わして契約をしたい、という案件です。</p> <p>区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号3番について説明いたします。</p> <p>借受人の親の名義で10年以上前から貸借を行い耕作していた農地になります。</p> <p>今回、後継者である息子の名前で新たに契約をするという内容でした。</p> <p>区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号4番について説明いたします。</p> <p>貸付人が経営規模を縮小したいと考えていたところ、借受人が経営規模の拡大を考えているということで、双方の合意があり今回の内容での申請です。</p> <p>区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p>

	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号5番から8番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号5番について説明いたします。  借受人の方は議案第3号整理番号3番に出てきた方で、新たに申請地の近くに住宅を求め、そこを拠点に規模拡大をしているところです。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号6、7、8番について借受人が同一ですので合わせて説明いたします。 借受人は設備会社を経営している代表者の方です。小菊栽培をしており、今回経営規模の拡大として申請が上がってきたものです。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号9番及び10番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号9番、10番について借受人が同一ですので合わせて説明いたします。  この地区はサルやイノシシなどの被害が多いところであります。 契約更新であり、現状の栽培状況も問題ございませんので区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号11番及び12番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号11番について説明いたします。

	<p>借受人は福島大学の食農学部を卒業しており、新規就農された方です。      近くでブドウも栽培しており区域協議会では問題なしと判断いたしました。      整理番号12番について説明いたします。</p> <p>借受人の住所は市外となっておりますが、実際の居住地は福島市内であり、申請地の近くで水田も耕作しており区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号13番から15番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号13番について説明いたします。
	借受人は新規就農者です。
	今回申請地の近くの農場で果物栽培に関してアルバイトで経験を積んできた方です。
	年齢も若く、貸付人が高齢で農業継続が難しい、ということもあり、今回モモ畠について、借受人の方が引き受ける、ということになりました。
	新規就農ということもあります、地域としてもしっかり見守っていきたいと考えております。
	区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号14番について説明いたします。
	貸付人と借受人は親子関係です。
	貸付人である親の土地の一部を使用貸借で借り、新たにモモを栽培する案件です。
	9月に1度承認をいただいた案件ではありますましたが、地番の誤記が判明し、今回改めて申請を行う案件です。作付けの内容は同じではありませんが、従前承認された地番は親が耕作し、今回の地番を子が耕作する、という内容です。
	区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号15番について説明いたします。
	貸付人は高齢のため、現在耕作をしておりません。
	近所で農場を経営している法人に賃貸借権を設定して貸し付けるという案件です。
	借受人は大規模に牧場経営を行っております。今回も734m <sup>2</sup> で牧草栽培を計画しております。
	区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお詰りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案

	件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願ひします。
次長	議案書13ページ、報告第1号から23ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	最後に議長から令和8年度農作業賃金・農作業料金標準額の設定について、経営近代化対策小委員会に付託をいたしますので、安齋委員長並びに委員の皆さんには、区域協議会において事務局から説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしくお願ひします。これで本日の議事を全て終了いたします。
会長代理	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願ひいたします。 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第29回総会を終了いたします。

(午後3時00分)

令和7年11月18日

これは、福島市農業委員会第29回総会の議事録であることを証するため  
署名する。

福島市農業委員会

会長 中村謙一

議事録署名人9番 島地正人

議事録署名人20番 斎藤貴裕